資料４

非稼働病床に関する対応方針等について

【（１）地域医療構想を踏まえた非稼働病床に係る対応方針 】

○　和歌山県地域医療構想においては、将来（２０２５年）の医療需要に応じて医療機能別に必要とされる病床数を適正に確保する観点から、病床機能の分化・連携を進めていくこととしているが、その一環として、今後の活用見込みが無い病床については、他施設への転換や廃止を進めること等により、地域全体として病床の有効活用を図っていく予定としている。

○　平成２９年度病床機能報告（平成２９年７月１日現在）によれば、非稼働病床（平成２８年７月１日から平成２９年６月３０日の間において入院患者を１人も収容しなかった病床）は県内に約７００床存在する。
　さらに、数年以上にわたって非稼働状態にある病床も相当数見受けられることから、事務局（県・医務課）において現在、その実態把握を進めている段階にある。

○　このような非稼働病床を保有している医療機関にあっては、地域全体として医療資源の有効活用を図っていく観点から、当該病床の廃止や他施設への転換について、積極的な検討を改めてお願いする。
　特に、「病床が全て稼働していない病棟」を有する医療機関については、厚生労働省通知（本資料Ｐ４【参考②】）に基づき、地域医療構想調整会議において順次、今後の見通しについて説明いただきたい。

○　さらに、公的（公立）医療機関にあっては、地域において担っている役割・責務等を十分に踏まえ、率先して当該病床の廃止等を検討いただきたい。

【（２）非稼働病床に関する地域医療構想調整会議等での議論 】

○　先述のとおり、「病床が全て稼働していない病棟」を有する医療機関については、地域医療構想調整会議において順次、今後の見通しについて説明いただきたい。

○　その説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる病棟を有する医療機関に対しては、県は、医療法の規定に基づき、県医療審議会の意見を聴いた上で、非稼働病床数の範囲内で病床数を削減することを内容とする許可変更のための措置を命令（公的医療機関）又は要請（公的医療機関等以外）することとされている。

○　また、要請を受けた者が正当な理由なく当該要請に係る措置を講じていない場合には、県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告、さらには、命令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、県は、その旨を公表することとされている。
（※これらはいずれも医療法の規定に基づく対応）

○　国からの要請の対象は、「病床が全て稼働していない病棟」を有する医療機関であるが、和歌山県においては、非稼働病床（病床単位）に関してもこれに準じた検証・議論を行う必要があると考えているもの。
ただし、一過性の非稼働状態にある等の個別の事情等に関しては十分に把握・検証を行う必要。

○　和歌山県においては、『経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太方針）２０１７・２０１８』を踏まえ、現診療報酬体系期間である平成３１年度末を目途として、県全体の非稼働病床に係る今後対応方針に関して、県医療審議会への意見聴取等を適宜実施しつつ、地域医療構想調整会議を通じて地域全体で確認・整理を行う。

【（３）病床の機能転換・廃止に係る県の支援策について 】

○　病床の機能転換及び廃止にあたっては、現在、下記①②の経費に対し、県補助事業を実施しているところ。
① 病床機能の転換（急性期から回復期）に係る経費
② 病床を一度に15床以上廃止し、通所介護施設等に転換するための経費
（※補助事業に関しては、本日配付「資料６」を参照）

○　これらの補助事業については、補助単価の引上げや転換先要件の緩和等を含め、県医務課において鋭意、検討中である。
また、国の地域医療介護総合確保基金を財源としていることから、県としては、引き続き国との交渉を重ね、基金総額の確保に努める。

○　このほか、他用途への転換等を含めて、個別医療機関に対するきめ細かな相談に応じることも重要な支援の一環と捉えており、各医療機関の今後の具体的対応方針に関して、事務局（県・保健所）としては地域の医療関係者の理解を得ながら、引き続き熱意を持って、ともに地域医療構想を進めていく。

【（４）平成３０年度の病床機能報告にあたって】

○　平成３０年度の病床機能報告（平成３０年７月１日時点の機能を報告）においては、２０２５年における病床機能についての報告が義務付けられる予定である。
　非稼働病床を有する医療機関にあっては、非稼働病床の現状及び今後の予定を十分に勘案した上で、２０２５年における病床機能について報告をいただきたい。

○　当該報告を踏まえて、今秋（１１月頃）を目途に、各医療機関に対するヒアリング等を順次実施。平成３１年２月頃の開催を目途とする地域医療構想調整会議においても地域全体として情報共有を行う予定。

【参考①】『和歌山県地域医療構想調整会議における取組方針』より
（８）休床病床及び非稼働病床（１年以上）に係る取扱いについて
「病床機能報告」において、現在休床中、又は１年以上稼働していない病床にあっては、地域医療構想の趣旨に鑑みて、各保健所又は県医務課が訪問調査の実施により、今後の病床の機能転換又は廃止について、意向確認（ヒアリング）を実施することとしている。
　その後、調整会議において情報共有を図るが、各圏域において不足する病床機能への転換に関しては必要性を判断の上協議を行うこととし、それ以外の病床機能への転換は認めない。

【参考②】『地域医療構想の進め方』（平成３０年２月７日 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）より

１．地域医療構想調整会議の進め方について

（１）地域医療構想調整会議の協議事項

イ．病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応

（ア）全ての医療機関に関すること

都道府県は、病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟（過去１年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。以下同じ。）を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。

なお、病床過剰地域において、上述の説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる病棟を有する医療機関に対しては、都道府県は、速やかに、医療法第７条の２第３項又は第30条の12第１項に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、非稼働の病床数の範囲内で、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令（公的医療機関等を対象）又は要請（公的医療機関等以外の医療機関を対象）すること。また、要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合には、同法第30条の12第２項に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告すること。さらに、命令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、同法第７条の２第７項又は同法第30条の12第３項に基づき、その旨を公表すること。

（イ）留意事項

都道府県は、病床がすべて稼働していない病棟を再稼働しようとする医療機関の計画を把握した場合には、当該医療機関の医療従事者の確保に係る方針、構想区域の他の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、現在稼働している病棟の稼働率を上げたとしてもなお追加的な病棟の再稼働の必要性があるか否かについて地域医療構想調整会議において十分に議論すること。特に、再稼働した場合に担う予定の病床機能が、構想区域において過剰な病床機能である場合には、過剰な病床機能へ転換するケースと同様とみなし、より慎重に議論を進めること。